平成２９年（フ）第２１４号
福岡県久留米市国分町1701番地１　パナハイツ中野２―22号
債務者　熊谷　和好
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２１５号
福岡県久留米市国分町1701番地１　パナハイツ中野２―22号
債務者　熊谷　由美
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１８２号
青森市けやき２丁目16番26号　メイユール秀Ｃ―201
債務者　福井　健司
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６１６号
千葉県流山市江戸川台東３丁目６番地の４　サン・コーポラス江戸川台４―108
債務者　関　　浩志
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６１７号
千葉県流山市江戸川台東３丁目６番の４　サン・コーポラス江戸川台４―108
債務者　関　真由美
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６３１号
千葉県松戸市久保平賀377番地の１　イトーピア小金公園504号
債務者　萩原　綾子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６４１号
千葉県我孫子市湖北台７丁目３番14―404号
債務者　黒木　聡也
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６７０号
千葉県松戸市松戸新田22番地の12　深山コーポ400号
債務者　原田　大輔
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６７２号
千葉県柏市柏７丁目10番22―402号
債務者　山下麻衣子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６９３号
千葉県松戸市常盤平３丁目25番地　常盤平公団住宅３街区18棟304号
債務者　印南　良昭
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７０４号
千葉県野田市木間ケ瀬2461番地32
債務者　北原㐂朝一
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７０５号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山４丁目５番32―302号
債務者　松本　嘉之
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７２０号
千葉県柏市若柴１番地８　コーポセリザワ101号
債務者　綿貫一二三
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７１３号
神戸市灘区青谷町４丁目５番15号　パナハイツ青谷203
債務者　レアルボッサデザインこと　瀬戸﨑俊男
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７９０号
神戸市中央区相生町４丁目４番12号セントラル神戸501、従前の住所神戸市中央区加納町２丁目８番10―906号
債務者　川西　康弘
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８０８号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番９―906号
債務者　川田　忠文
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７号
熊本県荒尾市大島町４丁目５番８号　まりばさみⅡ　101号
債務者　中川原博樹
1　決定年月日時　平成29年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
熊本地方裁判所玉名支部